

公立大学法人下関市立大学職員等公益通報制度に関する要綱

平成 20 年 10 月 15 日制定

改正 令和 3 年 5 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、職員、学生等からの公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、役員及び職員の規範意識を高めることにより、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の適法かつ公正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「役員」とは、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定）第 2 章第 1 節に定める者をいう。

2 この要綱において「職員」とは、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号）、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号）、公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則（平成 21 年規則第 8 号）、公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則（平成 19 年規則第 5 号）又は公立大学法人下関市立大学再雇用職員就業規則（令和元年規則第 7 号）の適用を受ける者及び非常勤講師をいう。

3 この要綱において「公益通報」とは、次に掲げる者が、役員又は職員の職務遂行に当たっての法令（法人の規程を含む。）に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「通報対象行為」という。）について総務部長に対して通報することをいう。

(1) 職員

(2) 下関市立大学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、特別の課程受講生及び研究生を含む。）

(3) 法人が他の事業者との契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する労働者

(公益通報)

第 3 条 公益通報は、原則として別記様式に従い、封書又は電子メールにより、総務部長に対して行うものとする。ただし、次に掲げる事項が記載されている場合は、様式を問わない。

(1) 通報者の氏名、所属名又は団体名

(2) 希望連絡先、連絡方法

(3) 違反法令等の名称

(4) 通報対象行為に関係する役員又は職員の氏名、所属名

(5) 通報対象行為の発生時期、発生場所、事実概要

(6) 通報対象行為を知った経緯

(7) 他に内容を知っている人の有無

(8) 通報対象行為の証拠書類等の有無、その媒体の種類及び入手方法等

(9) 結果等の通知の希望の有無

2 公益通報を行う者（以下「公益通報者」という。）は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実にを行うよう努めなければならない。

3 公益通報は、実名により行うものとする。

（公益通報の処理）

第4条 総務部長は、公益通報の受理、調査等を行うため、総務部総務課に調査担当を置く。

2 総務部長は、公益通報を受けた場合、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査の開始を調査担当に命令するものとする。

3 公益通報に関して調査の対象となった機関に所属する職員は、当該調査に対し協力するとともに、当該公益通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

4 総務部長は、公益通報が不当なものであると認め、調査を行わないときは、公益通報者に対してその理由を説明するものとする。

5 総務部長は、調査結果について、理事長及び学長に報告するものとする。

6 理事長は、前項の調査結果に基づき、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

7 総務部長は、公益通報に係る調査の結果及び対応について、公益通報者に対して概要を通知するものとする。

（公益通報者の保護）

第5条 総務部長は、公益通報者の氏名、所属など個人を特定する情報を理事長及び学長並びに調査担当以外の者に漏えいしてはならない。

2 調査担当は、公益通報者の氏名、所属など個人を特定する情報を理事長及び学長以外の者に漏えいしてはならない。

3 公益通報者は、公益通報を行ったことによっていかなる不利益も受けない。

（公益通報の処理等の特例）

第6条 通報対象行為に関係する役員が理事長の場合は、第4条及び前条中「理事長及び学長」とあるのは「学長」と、「理事長」とあるのは「学長」と読み替えて適用するものとする。

2 通報対象行為に関係する役員が学長の場合は、第4条及び前条中「理事長及び学長」とあるのは「理事長」と読み替えて適用するものとする。

3 通報対象行為に関係する職員が総務部長の場合は、第3条、第4条及び前条中「総務部長」とあるのは「事務局長」と読み替えて適用するものとする。

（公益通報者の責務）

第7条 公益通報者は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力をしなければ

ならない。

- 2 公益通報者は、公益通報の内容及び当該公益通報に関する調査の状況等を漏えいしてはならない。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則（令和3年5月25日改正）

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

公立大学法人下関市立大学公益通報者保護制度（通報様式）

匿名での通報の場合は、一般の相談としての受付となります。

| | | | | | |
|------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----|-------|
| 公益 通報 者 | 氏名 | | | 記入日 | 年 月 日 |
| | 所属等 | 職 員 | 所属・職 () | | |
| | | 学 生 | 所属・学年 () | | |
| | | そ の 他 | 業務契約等 () 会社名 () | | |
| 希望 連絡先 | 電 話 | 自宅・職場・携帯・他 () | 番号 () | | |
| | メー ル | 自宅・職場・他 () | アドレス () | | |
| | F A X | 自宅・他 () | 番号 () | | |
| | そ の 他 | () | | | |
| 通 報 内 容 | 対 象 法 令 | ①法令等名称： ②違反該当条項： | | | |
| | 該 当 所 属 等 | ①所属名： ②役員又は職員名： | | | |
| | 対 象 事 実 の 概 要 | ①対象事実 (生じている ・ 生じるおそれがある) ②発生時期： ③発生場所： ④事実概要： | | | |
| | 証 拠 等 | ①事実を知った経緯： ②事実を他に知っている人： ③証拠書類等 (有 : 無) ・ 媒体【書面・録音・電子媒体・その他 ()】 ・ 入手方法： ・ 内容： | | | |
| その他 | 結果等の通知（希望・希望しない）※匿名での通報の場合は通知できません | | | | |
| 調 査 担 当 記 入 欄 | | 受付日 | | 受付者 | |